

## 京都大学におけるダブル・ディグリー制度に関するガイドライン

【対象：修士課程・専門職課程（法科大学院を除く）・博士後期課程】

平成24年11月20日

教育制度委員会決定

平成27年11月 2日教育制度委員会一部改定

大学教育の国際化の中で外国の大学との連携が広がっており、本学においても、~~修士課程、及び法科大学院を除く専門職課程（以下、「修士課程等」という。）~~での単なる学生交流ではない、いわゆるダブル・ディグリー制度による相互の大学での学位授与を検討する研究科が見られます。しかしながら、ダブル・ディグリー制度については国際的に共通の定義があるものではなく、本学としては、教育の質保証を担保するとともに、円滑な実施に向け慎重に検討・準備する必要があります。

つきましては、本学において外国の大学との協定により、修士課程、法科大学院を除く専門職課程（以下、「修士課程等」という。）及び博士後期課程等におけるダブル・ディグリー制度を導入する場合、各研究科（地球環境学舎及び・専門職大学院含む。以下「研究科等」という。）は、以下のガイドラインにより計画・実施していただくようお願いします。

1. 本学におけるダブル・ディグリー制度とは、文部科学省のガイドライン（平成26~~2~~年115月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等、国際共同学位プログラム組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」）に基づき、本学の研究科等と外国の大学が協定を締結し、連携して単位互換等を行い、互いに学位を授与する制度を指す。
2. この制度を実施するには、当該研究科等は、本学通則並びに各研究科等の規程等に則り、学位プログラムを編成する必要がある。当該学位プログラムの編成等に際しては、教育の質保証のため、各研究科等の通常課程における教育制度・教育内容等も踏まえ、特に以下について配慮すること。
  - ①入学者の質保証：  
本学当該修士課程等及び協定大学の他の入学者に対する選抜方法・成績等に鑑み、本制度による入学者の学力等が適切に評価され選考されること。
  - ②教育内容の質保証：  
本学当該課程研究科等で実施されている修士課程等の教育と同等、あるいはそれ以上の質がプログラム上確保されていること。
  - ③学位（~~修士・修士（専門職）~~）の質保証：  
本学並びに当該研究科等のディプロマーポリシー・学位取得基準に則り、学位の審査が行われる体制が整備されていること。
3. 研究科等は、修士課程等及び博士後期課程においてダブル・ディグリー制度を含む協定を外国の大学と締結しようとする際、あらかじめ教育制度委員会に対し概要について予告の上、実施希望の6か月前までに具体的な内容を示し、その適切性に関する審査を要請しなければならない。  
教育制度委員会は、当該研究科等からの説明を受け、教育の質保証の観点から審査を行い、必要に応じて計画の再検討を求めることができる。

※留意事項

1. 本ダブル・ディグリー制度により学位を取得しようとする学生は、本学及び協定大学において二重に正規学生として在籍し、教育を受けることになるため、当該研究科等は双方の大学における教育の質保証について特段の配慮をする必要がある。  
例えば、
  - ・外国の大学とのダブル・ディグリー制度を含む協定を締結する際には、先方の大学及びその当該課程が本学の協定校として相応しいと判断できる。
  - ・複数の学位を授与するためには、双方の大学が学位授与の根拠となる基準を明示し、双方の大学で承認されていること。また、同一論文により複数の学位を授与することについては慎重な対応が必要である。
  - ・ダブル・ディグリー制度による博士学位論文の調査には、協定大学の教員が関わることを望ましい。
  - ・原則として修士課程等においては3年間、博士後期課程においては4年間のプログラムが望ましい。
  - ・当該学生が協定大学で学修する期間は、原則として休学としないことが望ましい。
  - ・学生の派遣、受け入れに関しては、当該研究科等の担当教員等が事前に協定大学と連絡をとりあう必要がある。
2. 当該研究科等は教育制度委員会における審査と並行して、協定大学及び学内関係部署と協議し、関係規定等の整備を進めることができる。
3. 本ガイドラインの提示以前に、いわゆるダブル・ディグリー制度を含む協定等を締結されている場合も、本ガイドラインに則って内容等を再度確認し、必要に応じて協定等の見直しを検討することが望ましい。  
なお、見直しに伴い協定等を更新する場合は、審査を要請しなければならない。
4. このガイドラインで定める修士課程等以外での課程におけるダブル・ディグリー制度の実施を検討する学部・研究科等がある場合、該当する課程に応じたガイドラインを定める必要があるため、構想の段階で教育制度委員会に相談しなければならない。

## ダブル・ディグリー制度の審査に係る申し合わせ

(平成24年11月20日教育制度委員会決定)

教育制度委員会（以下「委員会」という。）が「京都大学におけるダブル・ディグリー制度に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、学部・研究科（地球環境学舎、専門職大学院を含む。以下「研究科等」という。）から審査の要請を受けた場合の対応について、次のとおり申し合わせる。

- 第1 委員長は、研究科等から審査の要請を受けた場合、速やかに委員会を開催して審査しなければならない。
- 第2 審査は、計画に係る以下の各号に掲げる事項について、ガイドラインに基づいて行う。
  - (1) 入学者の質保証に関すること。
  - (2) 教育内容の質保証に関すること
  - (3) 学位の質保証及び審査体制に関すること。
  - (4) 単位認定、単位互換に関すること。
  - (5) 本学の通則並びに各研究科等の内規に照らして、教育制度の適切性に関すること。
- 第3 委員会は、必要に応じて委員以外からの意見を聴取することができる。
- 第4 委員会は、必要に応じてガイドラインの細則を定めることができる。
- 第5 委員会は、必要に応じて予備審査のために委員5名程度からなるワーキング・グループ（以下、「WG」という）を編成し、WGにおける予備審査を経たのち委員会で審査することができる。

### 附 則

この申し合わせは、平成24年11月20日から実施する。